

デマンド型交通（豊里線）運行事業仕様書

1 事業名

デマンド型交通^{注1}（豊里線）運行事業

2 目的

令和3年に廃止となった路線バス芦旭線の代替交通として、神居町豊里地区及び西丘地区と、神居中心部及び旭川駅周辺を結ぶ移動手段を確保するためデマンド型交通を運行する。

3 運行期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

4 運行概要

(1) 運行形態

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく区域運行とする。

(2) 運行方法

利用者からの予約により、神居町豊里地区及び西丘地区から神居中心部及び旭川駅周辺を結ぶ乗合運送を行う運行とする。

(3) 運行区域

旭川駅周辺及び神居2条10丁目付近と神居町豊里地区及び西丘地区を運行区域とする。

(4) 乗降点

新城峠、神居町豊里地区及び西丘地区、神居2条10丁目付近並びに旭川駅周辺に設定する。

神居町豊里地区及び西丘地区においては、基幹となる道路上の任意の乗降点とし、細部についてはプロポーザル審査における提案内容を参考に別に定める。

神居2条10丁目付近、旭川駅周辺等は、あらかじめ各施設周辺等に乗降点の設定を行うこととし、細部についてはプロポーザル審査における提案内容を参考に別に定める。

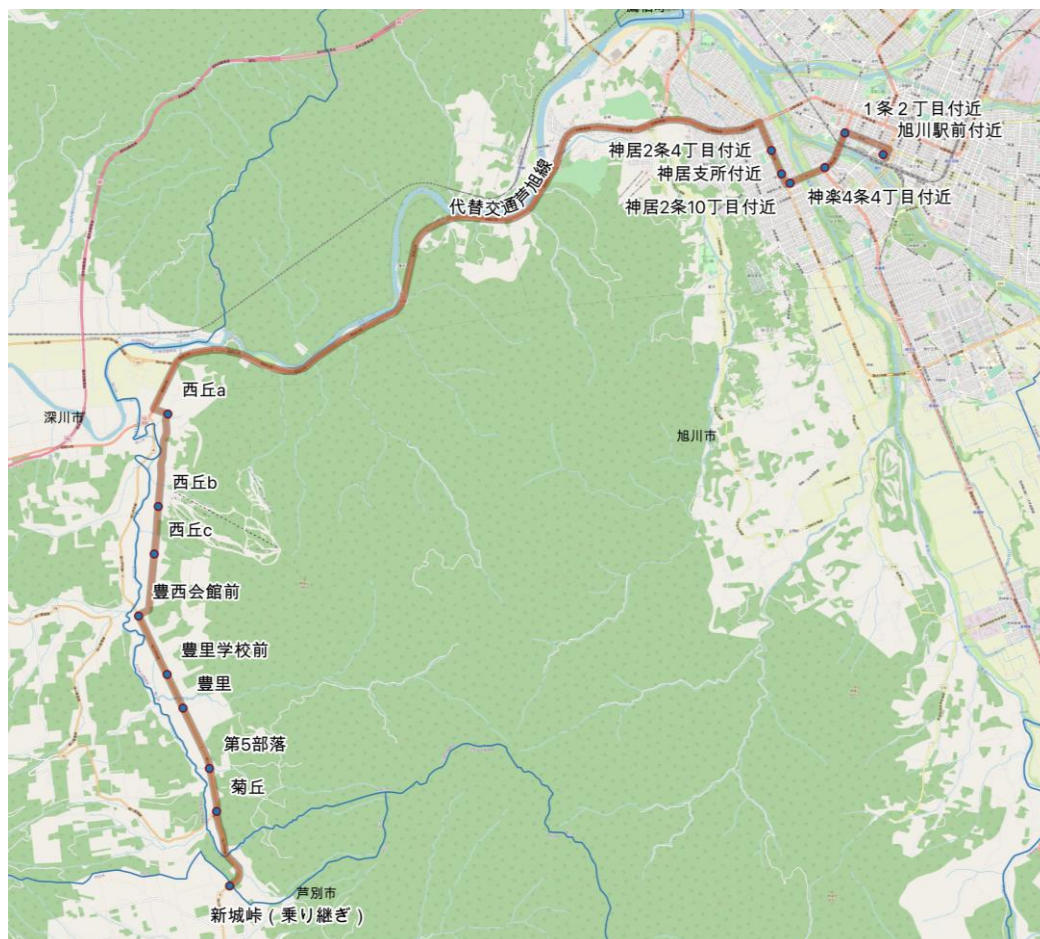
(5) 運行便数及び時間

1日3便以上の運行を確保することとし、当該3便については以下の区間、時刻で運行を行い、新城峠駐車公園において、芦別市方面との乗継を図ることとする。ただし、予約のない便・区間は運行しない。また、細部についてはプロポーザル審査における提案内容を参考に別に定める。

	発地	発時刻		着地
1便	新城峠	8:30	→	旭川駅周辺
2便	旭川駅周辺	14:30	→	新城峠
3便	旭川駅周辺	17:30	→	新城峠

(6) 運行日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）を運行する。ただし、予約のない便は運行しない。



(7) 運賃手続

現行のデマンド型交通（豊里線）の運賃額（200円～1010円）を基準として、市内路線バスの運賃上昇率を踏まえ、道路運送法上の協議運賃の規定に基づき決定する。協議が整った後の運賃表の作成や、運輸局への申請手続等は事業者が行うこと。

(8) 予約受付体制

平日の7時30分から16時30分までの間における予約受付体制を整備し、予約者の乗車日の前日（休日を除く。）まで受付を行うこと。また、高齢者への配慮や、芦別方面への乗り継ぎを踏まえた予約体制を整えること。

(9) 運行車両

デマンド型交通の運行が可能な車両とし、乗車定員以上の予約が入った場合は、1便につき、少なくとも11名までの輸送を行えるよう、増発又は車両の変更等の対策を講じること。

(10) 運行車両表示

車両の両側面に「区域乗合」と表示したマグネットシート等を貼付すること。

(11) 予備車両

通常運行する車両以外に予備車両を確保すること。

(12) 運行管理体制

ア 運行事業者は、本業務に対する管理責任者を選定すること。

イ 運行事業者は、予約受付オペレーターを1名以上配置すること。この場合、他業務との兼務を可とする。

ウ 管理責任者は、本運行に関する代表者として連絡体制を整え、緊急時及び平常時の連絡並びに情報伝達が円滑に行えるようにすること。

エ 運転者は、法令等を遵守するとともに安全運行に万全を期し、運転業務を行うこと。

(13) 損害賠償

使用する車両について次に示す補償を下限とし、任意保険又は共済に加入することとし、加入手続及び保険料の支払は運行事業者が行う。

対人賠償：無制限 対物賠償：無制限

5 運行経費及び運行補助

(1) 運行経費

1便当たりの費用に運行回数に乗じて得た額を運行経費とする。ただし、1便当たりの費用の算定は、4(5)の規定による運行に必要な回送、4(9)の規定による増発又は車両の変更等を勘案した額をもって行うものとする。

(2) 運行補助

運行事業者は、旭川市地域公共交通会議（以下「本会議」という。）が認めた旭川市生活交通路線の運行事業者及び北海道生活交通路線確保維持計画における全道協議会が策定する計画の運行事業者に位置付けられるため、下記ア及びイの補助制度を活用することができる。

ア 【旭川市補助】旭川市生活交通路線維持対策費補助金

1便当たりの費用に運行回数に乗じて得た額を補助対象経費とし、当該補助対象経費から運賃収入を除いた額を補助金の限度額とする。

※1 令和8年10月1日からの運行における1便当たりの費用は18,970円を上限とし、プロポーザル審査における提案内容を参考に別に定める。

※2 令和9年10月1日以降の運行における1便当たりの費用については、国の地域公共交通確保維持改善事業補助金に係る区域型運行・一般乗合旅客運送事業における1時間・1台あたり標準経常費用の変動割合に応じ、変更することがある。

イ 【道補助】市町村生活バス路線運行費補助金

補助金の詳細は上川総合振興局地域政策課に問い合わせること。

※上記ア、イの補助制度は、本プロポーザル公告時点のもので、今後、制度変更

に伴う改廃の可能性があること、補助金は旭川市及び北海道の予算に基づき支出されるものであるため、予算措置の状況によって増減の可能性があること、今後新たに活用可能な補助制度が生じた場合には、活用することを承知すること。

(3) 運行までの準備に係る費用

運行までの準備に係る費用は、運行事業者が負担する。ただし、国又は北海道の補助金を活用することは妨げない。

6 その他

- (1) 運行事業者は、本会議の指示に従い年1回以上運行状況を報告すること。
- (2) 本会議での協議等により、運行開始後に運行サービス水準（運行経路、運行ダイヤ、運行日、運行車両など）を変更する必要があることを承知すること。

注1 デマンド型交通：電話予約等利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の形態